

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……

……（福祉保健局保健政策部保健政策課）……一

告示

○建築基準法による道路の指定……

……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……一

○家畜人工授精師の登録……

……（産業労働局農林水産部農業振興課）……二

○都道の区域変更（二件）……

……（建設局道路管理部路政課）……二

○都道の供用開始（三件）……

……（同）……五

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……

……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……六

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……

……（同）……七

○都市計画の案（三件）……

……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……七

○建築協定の認可……

……（都市整備局多摩建築指導事務所管理課）……八

○平成二十六年五月三十日付東京都水道局管理規程

正誤

第九号………ハ

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年六月十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十二号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号イ中「第二項」を「第四項」に改め、同号ハ中「第十条」を「第十条第一項及び第二項」に改め、「管理者等」の下に「及び名称等」を加え、同号ヨ中「第三十八条」を「第三十八条第一項及び第二項」に、「同法第十条」を「法第十条第一項及び第二項」に改め、「管理者等」の下に「及び名称等」を加え、同号ソ中「同法第十条」を「法第十条第一項」に改め、同号中テを削り、アをテとし、サをアとし、キを削る。

附 則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

告 示

●東京都告示第八百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類
指定年月日
指定に係る道路の位置

法第四十二条第一項第四号の規定による道路
平成二十六年三月三十一日
稲城市大字矢野口中島二百二十四番九及び二百二十五番一の各一部、同番一地区並びに同番二、同番四、同番六から同番八まで、同番十五、二百二十六番四、二百二十七番二及び二百五十一番五の各一部、同番五地区並びに同番六及び二百五十四番二の各一部、同番二地区並びに同番四、二百五十五番五、三百五十四番三、同番四、

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）並びに面積（単位平方メートル）
延長 六七・五五
幅員 六・〇〇
〇・〇〇
面積 二五・五一

三百五十四番三、同番四、

三百五十五番
二、同番八、
三百五十六番
二及び同番三
の各一部、同
番四、同番四
地先、同番五
並びに同番六、
同番七、同番
十、同番十一、
三百六十九番
三から同番五
まで及び三百
七十番二の各
一部、同番二
地先並びに同
番四の一部

●東京都告示第八百九十二号

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年東京都規則第九十七号）第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十六年六月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

免許番号	第七百八十六号	免許年月日	平成二十六年五月十六日	住所	墨田区東向島四丁目十四番十三号	氏名	比護 由佳	家畜の種類及び業務の別	牛 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務
------	---------	-------	-------------	----	-----------------	----	-------	-------------	---------------------------------------

豚
家畜人工授精の業務

●東京都告示第八百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年六月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

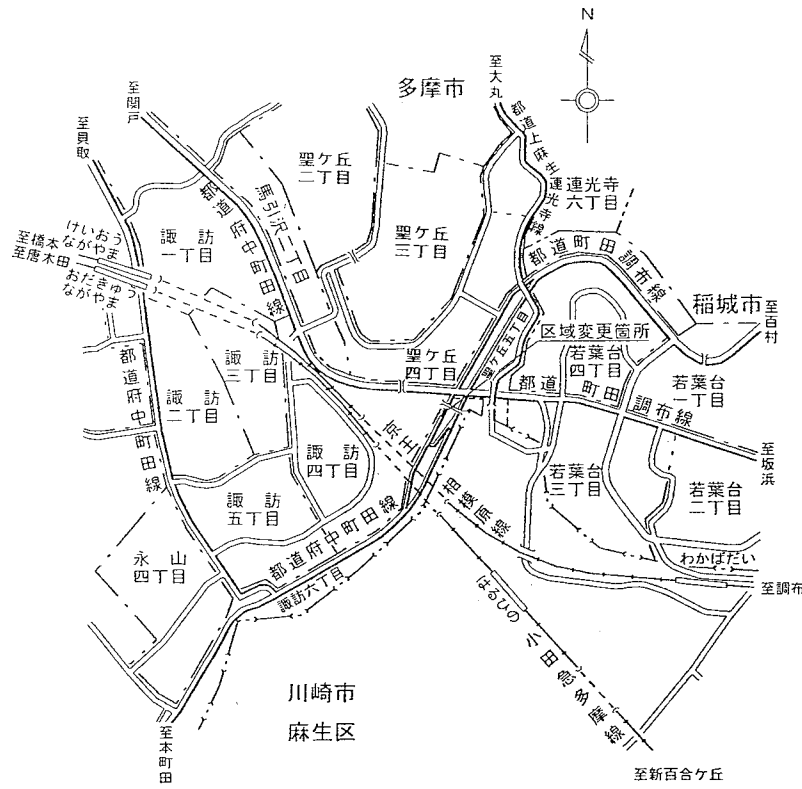
平成二十六年六月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

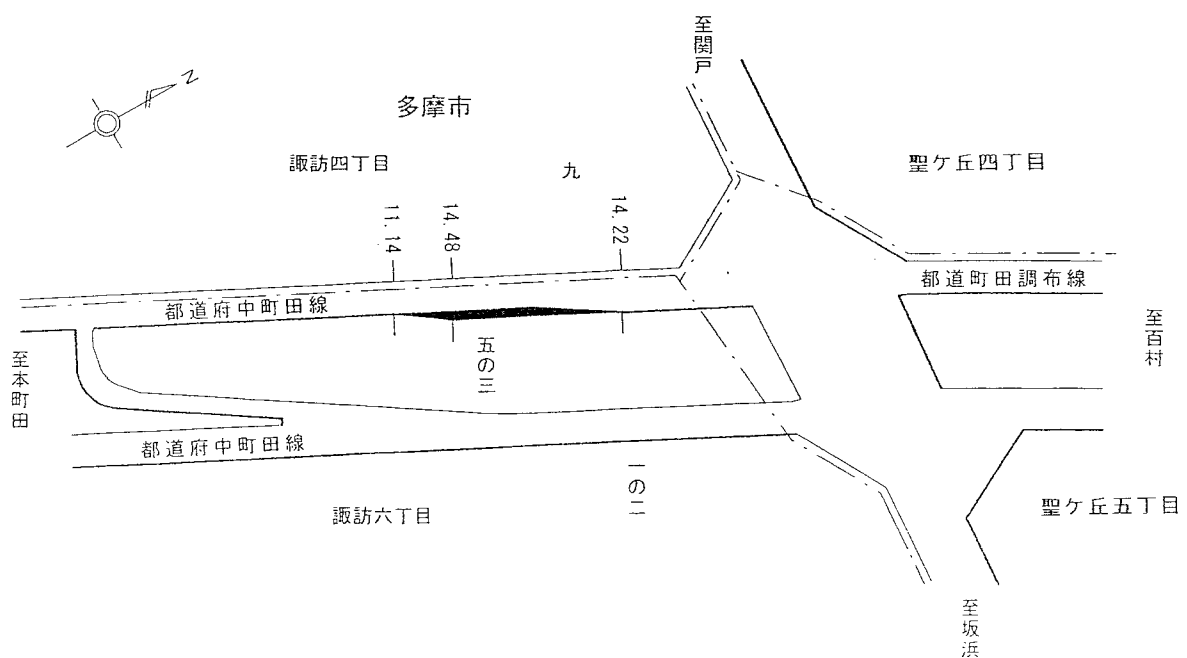
- 一 路線名 府中町田
- 二 変更の区間 多摩市諏訪六丁目五番三地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道府中町田線区域変更略図
多摩市諏訪六丁目地内



延長 七七・七八メートル
面積 一七二・二八平方メートル

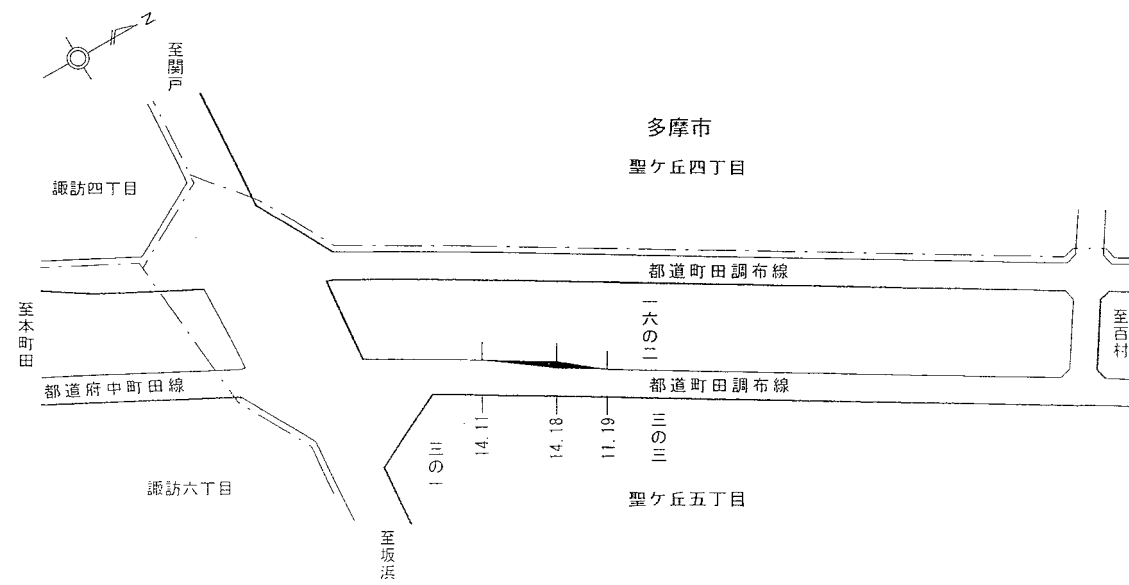
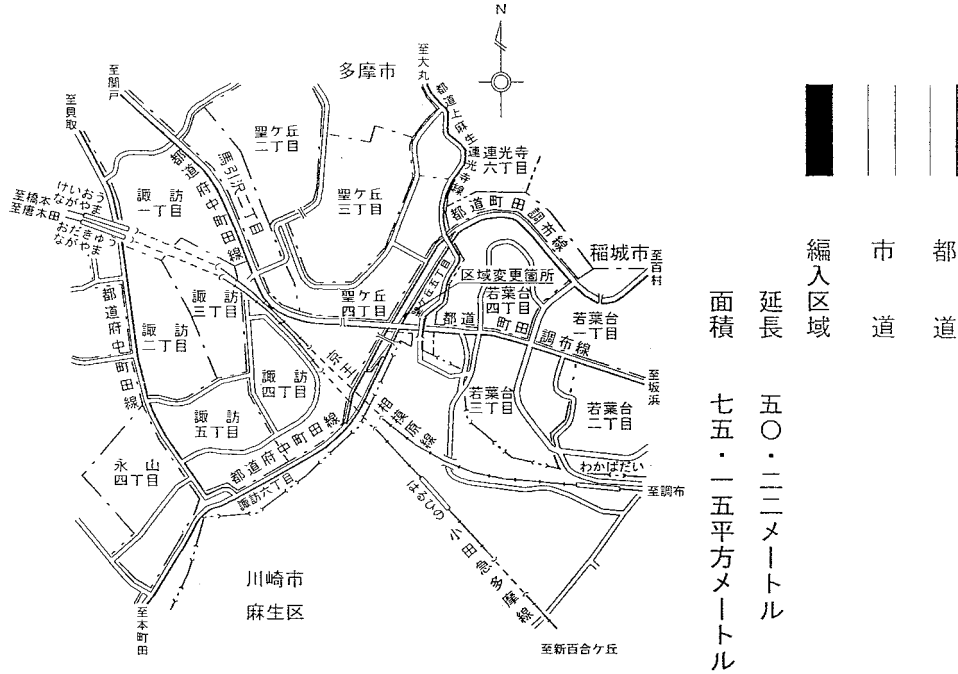


●東京都告示第八百九十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年六月十一日から起算して
 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す
 平成二十六年六月十一日

別 図

都道町田調布線区域変更略図
 多摩市聖ヶ丘五丁目地内

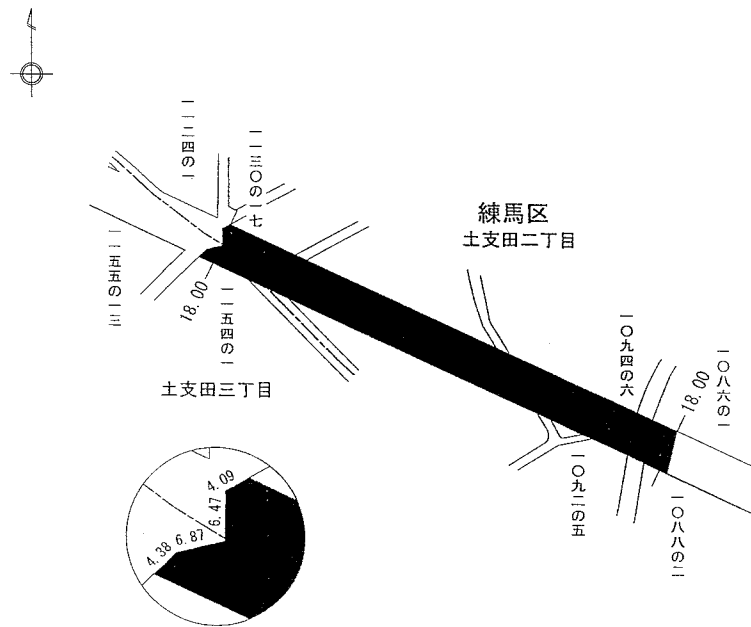
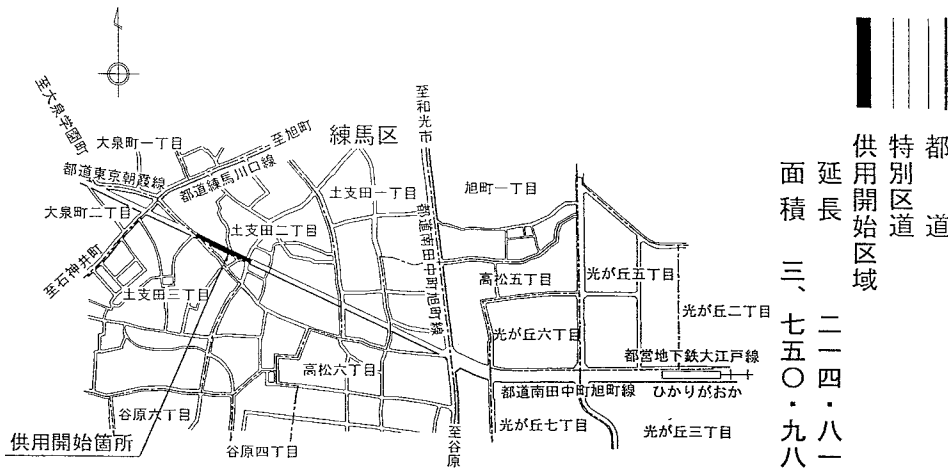


- 一 路線名 東京都知事 外 添 要 一
- 二 変更の区間 町田調布
- 三 変更の概要 多摩市聖ヶ丘五丁目十六番二地内
別図表示のとおり

●東京都告示第八百九十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十六年六月十一日から起算して

別図

都道南田中町旭町線供用開始略図
 練馬区土支田二丁目～土支田三丁目



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十六年六月十一日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 南田中町旭町

二 供用開始の区間 練馬区土支田二丁目千八百十八番二地
 三 供用開始の概要 先から同区土支田三丁目千五百五十四番一地先まで
 四 供用開始の期日 別図表示のとおり
 平成二十六年六月十一日

●東京都告示第八百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年六月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一路線名 府中町田

二 供用開始の区間 多摩市諏訪六丁目五番三地内

三 供用開始の期日 平成二十六年六月十一日

●東京都告示第八百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年六月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一路線名 町田調布

二 供用開始の区間 多摩市聖ヶ丘五丁目十六番二地内

三 供用開始の期日 平成二十六年六月十一日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさとオンラインワンのまち

三 代表者の氏名

津田 令子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田六丁目五番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、人々が健康で文化的な生活を営むことのできる社会の構築に必須要件といえる活力のある地域づくりを目指して、防災・防犯・子どもやお年寄りの見守りなどの安全安心情報及び観光・地域産品など地域の保有するさまざまな情報の流通と誰もがユビキタス社会の恩恵を等しく受けられるICT(情報技術)の最大活用をテーマとした地域活性化に関する研究開発を行い、地域社会の再生・発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人医療の質評価・教育国際協力センター

三 代表者の氏名

宮本 巖

四 主たる事務所の所在地

東京都港区東新橋二丁目十番十号 東新橋ビル八〇五

五 定款に記載された目的

この法人は、医療機関、医療関連施設及び医療従事者等に対して、医療の質・安全に焦点をあてた評価事業並びに医療の質・安全性向上を目的とした教育、指導及び支援に関する事業を行い、医療福祉の増進と社会教育の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人シェア国際保健協力市民の会

三 代表者の氏名

本田 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野一丁目二十番地六号 丸幸ビル五階

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々が健康に暮せる世界の実現

に資すること、及び国際社会の中での共存のあり方を求めて日本の社会へ働きかけていくことを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人気象キャスターネットワーク

三 代表者の氏名

田畑 涼子

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野桜木一丁目十四番二十一号 高遠レジデンス上野桜木二〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの人々と気象予報士及び気象報道に従事する者(以下「気象キャスター」という。)が一体となって、人命や財産を環境破壊や気象災害から守るため、地球環境問題の解決と気象災害の軽減に関する啓発活動や環境・気象教育を実践し、環境破壊及び災害の防止に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人視覚障害者パソコンアシストネットワーク

三 代表者の氏名

北神 あきら

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝五丁目二十九番二十二号 フェリス三田

一一〇三

五 定款に記載された目的

本会は、パソコン等を用いた様々な視覚障害者の社会参加ならびに就労を支援する事業を行い、もって、視覚障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本リアルマーシャルアーツ連盟

三 代表者の氏名

杜山 英一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区蒲田二丁目十四番一〇一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数世界の者を対象として、世界

の武術、武道、総合的格闘技の研究や鍛錬を基に、人との絆を深め、更に体力づくり、健康増進、礼儀作法の習熟を広げ、また情報社会の発展に伴う孤立した環境を改善し、社会に貢献できるように会員全員で協力して、安定した心身の健康、健全育成を図り、広く国際的な人々と平和発展をもつて、社会教育、社会福祉の増進などの公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。
平成二十六年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

八王子都市計画
区域区分

市街化区域
削除する部分

八王子市川町、元八王子町二丁目
及び式分方町各地内

市街化調整区
追加する部分

八王子市川町、元八王子町二丁目
及び式分方町各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二

三 縦覧期間
 十一階北側)及び八王子市役所
 公告の日から二週間

四 意見書の提出先
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類
 東京都市計画地区計画
 田町駅東口北 港区芝浦一丁目及び芝浦三丁目各地地区地区計画 内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
 十一階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

意見書の提出先
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東

京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年六月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類
 東京都市計画地区計画
 臨海副都心青 海地区地区計画 変更する部分
 江東区青海二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

三 縦覧期間

公告の日から二週間
 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

建築協定の認可について

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十六条の三第四項において準用する同法第七十三条第一項の規定に基づき、次の建築協定を認可したので、同条第二項の規定により、次のように公告する。

なお、この建築協定書の写しは、東村山市役所において一般の縦覧に供される。

平成二十六年六月十一日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

一 名称
東村山市富士見町一丁目住宅地建築協定

二 目的
住宅地としての良好な環境を高度に維持増進すること。

三 協定区域
東村山市富士見町一丁目十四番五から同番三十八まで

四 協定事項
建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関する基準

五 有効期間
認可の公告のあった日から起算して三年以内において協定区域内の土地に二以上の土地所有者が存することとなった日から十年間。ただし、期間満了前六箇月以内に土地所有者等の過半数の異議申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して更に五年間同一諸条件により更新され、以降も同様とする。

六 申請者
新宿区西新宿一丁目二十六番二号
野村不動産株式会社
代表取締役 中井 加明三

七 認可年月
平成二十六年六月十一日

日及び番
二十六多摩建築協定認可第十四号

正 誤

○平成二十六年五月三十日付東京都水道局管理規程第九号

ページ一段一行一 誤 一 正

三二 下 後から 六 第五十二条第一項第十号及び第十一号 第五十二条第一項第十一号及び第十二号

三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川一丁目三番七号 郵便番号 112-0002

六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川一丁目三番七号 郵便番号 112-0002

三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川一丁目三番七号 郵便番号 112-0002

三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川一丁目三番七号 郵便番号 112-0002

三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川一丁目三番七号 郵便番号 112-0002